

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XIV 政党

4 公明党

4 政策・方針

八四年活動方針

公明党第二回全国大会で採択された八四年活動方針で注目されたのは、公明党が一九七〇年代後半に積極的に推進した社公民連合政権問題に関して、「現段階においては、連合論議には『静観の姿勢』をとる」としたことであった。八三年末の総選挙で、与野党伯仲の状況が再現したにもかかわらず、公明党がこのように『連合論議は静観する』としたのは、新自由クラブが自民党との連立にふみ切り、民社党もまた自民党との連合を志向していること、一方、社会党内では安保・防衛政策で『現実路線』に転換して公明党とのギャップを埋めるのに強い抵抗があるといった状況では、公明党を『かなめ』とする連合政権構想の実現は難しい、との判断によるものであった。それと同時に、今後の政局の変動に柔軟に対応するため、「さまざまな連合形態へのフリーハンドを確保しておくのが得策と判断した」(『朝日新聞』八四年四月六日付)ためでもあった。

方針は、(1)内外の諸情勢、(2)政治転換とその課題、(3)党勢拡大と開かれた国民政党路線の堅持、(4)党活動の目標、の四部からなっている。(1)では、国内の政治情勢の特徴として、[1]与野党伯仲状況の定着、[2]にもかかわらず野党間における連合論議の求心力が弱まっている、[3]政府与党の世論操作的な意図が先行しているとも見える行政改革、教育改革など問題を先取りし、野党の対応は後追いのかたちにある、ことなどを指摘していた。

(2)では、野党間の連合論議がもり上がりを見せた八〇年の衆参同時選挙までを『第一期伯仲政治時代』、現在を『第二期伯仲政治時代』と区分し、第一期の経験に学んで、第二期における公明党の対応を打ち出していた。

(3)では、公明党が八三年の参院選比例区で採用した『国民会議』方式＝党外候補の擁立を今後も積極的にすすめ、衆議院で五〇台の議席を安定的に確保し、六〇台、七〇台へ前進しうる態勢を整えるとしていた。

(4)では、「党活動の目標」を、[1]党勢拡大を支える活動、[2]党活動の展開の二部にわけ、[1]では党独自の活動、[2]では平和運動、労働運動への支援など各分野の国民運動にたいする方針を示している。

ここでは、八四年活動方針の中心である、連合問題にたいする公明党の基本方針の部分を紹介しよう。なお、活動方針の全文は『公明新聞』四月一五日付にある。

【公明党八四年活動方針(抜粋)】  
以上の政治状況を踏まえて考えるならば、

(1)現段階で「**連合論議**」を進めることは率直なところ残念ながら困難であり、新たな政治状況の変化を待たざるを得ません。

(2)従って、わが党は、これまでの党の政治路線である「**大枠としての社・公・民**」路線の基軸までを変えるものではありませんが、しかし、形式的な「**連合論議**」や「**単なる数合わせ**」への政治的取り組みは、差し当たり実現性に乏しい状況にあるといわざるを得ません。

(3)それゆえ現段階においては、連合論議には「**静観の姿勢**」をとりつつ、当面の緊急的課題である政治倫理や国民生活の防衛、福祉、平和と民主主義のための闘いを着実に前進させることに力点を置くことがより有意義であると判断するものであります。

(4)連合論議については改めて論議が必要な事態が生じた場合に、その時点で真剣に対応することとしたいと考えます。

## 総選挙政策

公明党は第三七回衆議院選挙を前に、一〇月二八日、総選挙にむけての重点政策を発表した。重点政策はつぎの五つの柱から成っていた。(1)金権・腐敗の政治を打破し、清潔・公平な政治を確立する、(2)平和憲法を守り、反核・軍縮を推進する、(3)減税・景気対策を推進し、大衆増税を阻止する、(4)福祉の後退を阻止し、健康と暮らしを守る、(5)生き生きとした教育を確立する。

このほか、選挙期間中につぎの四つの政策や提言を発表した。(1)教育政策「**生命が躍動する教育を——経済成長を超え人間成長へ**」(2)「**政治倫理確立のための提言**」(3)「**短時間労働者保護法(パート労働法)案**」(4)「**住宅・都市整備に関する緊急提言——居住環境の改善と景気回復をめざして**」

## パート労働法案

公明党が発表(一二月六日)した「**短時間労働者保護法(パート労働法)案**」の主な内容はつぎのとおり。

(1)課税最低限度額を現行の七九万円(八三年は八〇万円)から一〇〇万円に引き上げること、(2)採用時に契約内容を明示した文書の交付を義務づけ、賃金、昇進、解雇、有給休暇、育児時間などで、一般労働者と比べ、不利益な取り扱いの禁止、(3)労働時間が一日六時間、一週三六時間を超える者は一般労働者とするよう努めるとともに、新規採用の際はパートタイマーを優先して雇用すること、(4)労働条件に関する苦情処理の機関を労使同数で設置すること、(5)国の責務として、パートで働こうとする者にたいする技能講習や職業指導、職業紹介のための施設整備など。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始